主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釋に関する重要な主張を含む」ものと認められない(原審認定の事実によれば被上告人の上告人に對する明渡の請求を以て權利の濫用に当らないとした原判示は相当である。又所論中原判決の違憲を主張する部分は理由のない原審の手続違背を主張するに名を憲法違反にかりるものであつて違憲の主張には当らない)。

よつて、民訴四○一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと

## 最高裁判所第三小法廷

おり判決する。

裁判長裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	本	村	善太	郎